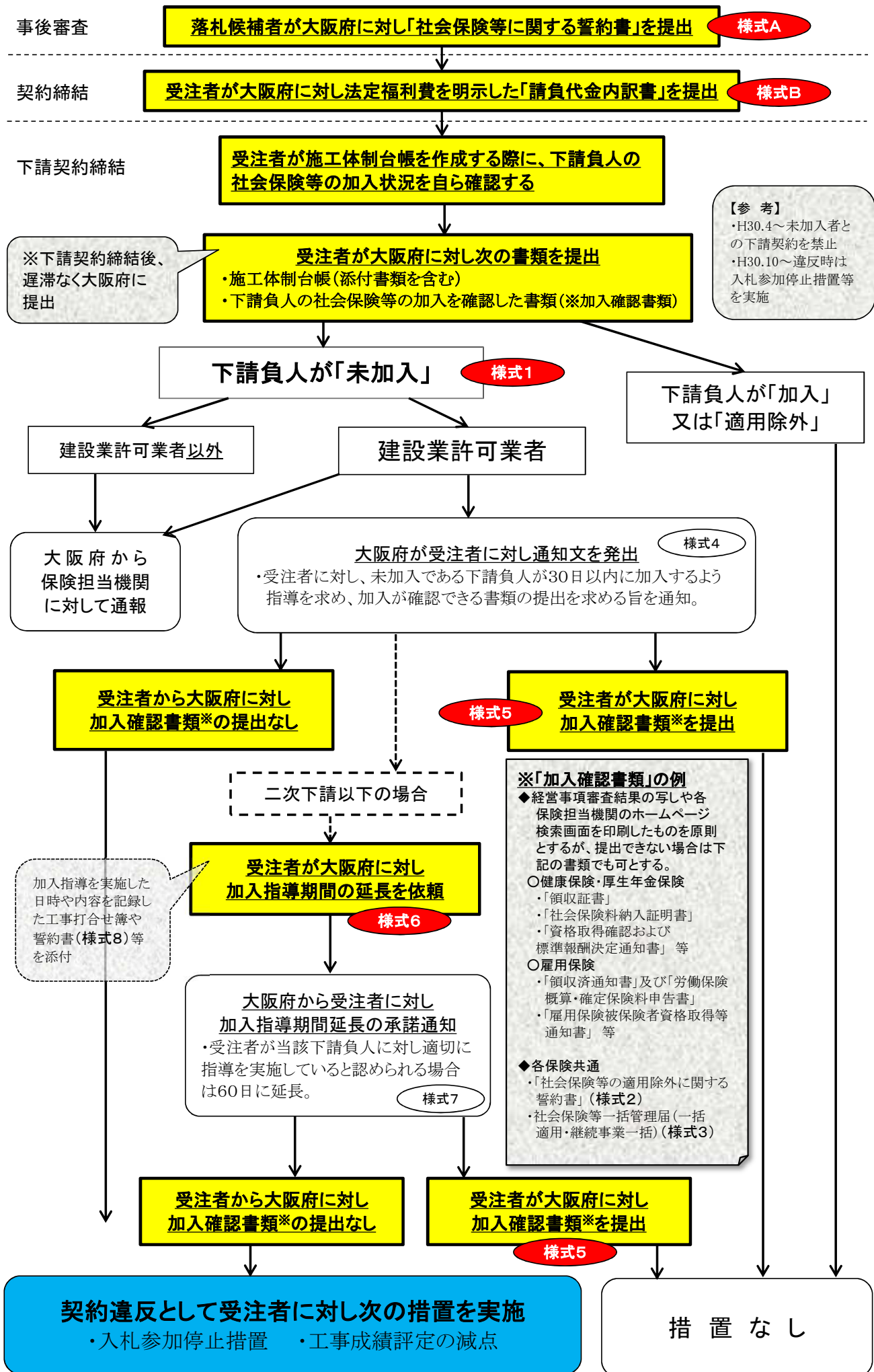


建設工事における社会保険等未加入対策に係る手続きフロー図



【参考】
 ・H30.4～未加入者との下請契約を禁止
 ・H30.10～違反時は入札参加停止措置等を実施

※「加入確認書類」の例
 ◆経営事項審査結果の写しや各保険担当機関のホームページ検索画面を印刷したものを原則とするが、提出できない場合は下記の書類でも可とする。
 ○健康保険・厚生年金保険
 ・「領収証書」
 ・「社会保険料納入証明書」
 ・「資格取得確認および標準報酬決定通知書」等
 ○雇用保険
 ・「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
 ・「雇用保険被保険者資格取得等通知書」等
 ◆各保険共通
 ・「社会保険等の適用除外に関する誓約書」(様式2)
 ・社会保険等一括管理届(一括適用・継続事業一括)(様式3)

※下請契約締結後、遅滞なく大阪府に提出

加入指導を実施した日時や内容を記録した工事打合せ簿や誓約書(様式8)等を添付

契約違反として受注者に対し次の措置を実施
 ・入札参加停止措置
 ・工事成績評定の減点